

志摩圏域県管理河川水防災協議会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）第 15 条の 10 に基づき組織することとし、名称を志摩圏域県管理河川水防災協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第 2 条 平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 28 年 8 月の台風 10 号による大規模な水害など、現状の河川的能力を超える大災害が頻発していることから、これらに社会全体で備える「水防災意識社会」の再構築が喫緊の課題となっているため、本協議会は、国、県、市の減災の取組を共有し、志摩圏域の水防災意識の向上に資することを目的とする。

（組織）

- 第 3 条 協議会は、別表-1 の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会には座長を置くものとし、座長は志摩建設事務所長をもって充てる。
 - 3 座長は、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
 - 4 座長は、別表-1 の職にある者のほか、必要があると認めるときは、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-1 の職にある者以外の者の参加を求めることができる。
 - 5 座長に事故のあるときは、あらかじめ座長が指名した者がその職務を代理する。

（幹事会）

- 第 4 条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表-2 の職にある者をもって構成する。
 - 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
 - 4 事務局は、別表-2 の職にある者のほか、必要があると認めるときは、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表-2 の職にある者以外の者の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

- 第 5 条 協議会において実施する事項は、次のとおりとする。
- 1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
 - 2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動を実現するために各構成員が取り組む事項をまとめた「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の作成
 - 3) 「志摩圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組」の実施状況のフォローアップ

（事務局）

第 6 条 協議会及び幹事会の事務局を、三重県志摩建設事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は平成29年6月27日から実施する。

平成30年〇月〇日改定

平成 30 年 4 月 1 日現在

別表-1 志摩圏域県管理河川水防災協議会 委員名簿

所属		役職名
(委 員)		
鳥 羽 市		市 長
志 摩 市		市 長
三 重 県	南勢志摩地域活性化局	局 長
	志摩建設事務所	所 長
気 象 庁	津地方气象台	台 長
(オブザーバー)		
国土交通省	中部地方整備局地域河川課	課 長

別表-2 志摩圏域県管理河川水防災協議会 幹事名簿

所属		役職名
(幹 事)		
鳥 羽 市	総務課防災危機管理室	副参事
	建設課	課長
志 摩 市	総務部地域防災室	室長兼危機管理監
	建設部建設整備課	調整監兼建設整備課長
三 重 県	南勢志摩地域活性化局	副局長兼地域活性化防災 室長
	志摩建設事務所	副所長兼保全室長
気 象 庁	津地方气象台	防災管理官 水害対策気象官
(オブザーバー)		
国土交通省	中部地方整備局地域河川課	課長補佐

下線部 H30.4 変更